

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(8月分)

令和5年8月1日～令和5年8月31日

令和5年8月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:7件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月8日	SNSのチャット勧誘トラブルについて 早急に法規制を求める意見書	クレジット被害対策・地方消費者行政充実 会議	<p>消費者委員会「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」は、SNSのチャット機能を利用した勧誘トラブルについて、特定商取引法による規制の検討が必要であると提言する報告書を取りまとめた。</p> <p>同報告書は、SNSの機能のうち不特定多数に向けた投稿機能と特定の相手方との双方向の通信手段であるチャット機能とを区別した上、後者のうち勧誘目的を告げないでやり取りを始める不意打ち的な勧誘方法に限定して規制対象を設定し、電話勧誘販売と同様な行為規制やクーリング・オフを含む民事規定を設けるべきである旨を提言しており、また、現在多発しているSNS被害の実態を直視し、その被害の予防・救済のための法改正を提案するものであり、高く評価できる。</p> <p>消費者委員会は、同報告書をもとに、一日も早く建議を发出すべきである。</p> <p>他方で消費者庁は、「『チャットを利用した勧誘』のような用例のない用語については、意味に紛れが生じないよう内包と外延を明確に定義することが前提」、「(チャット勧誘と電話勧誘販売との)類似点と相違点を踏まえた検討がなされていない」などという意見を消費者委員会に提出し(7月20日第15回WG資料2-1、2-2)、規制強化に自ら取り組むどころか、消費者委員会による提言の发出を慎重にさせようという態度に終始しており、極めて遺憾である。</p> <p>過去には、消費者委員会の建議を受けて、消費者庁が預託等取引法の抜本的かつ画期的な改正に至った例もある。今回も、消費者委員会と消費者庁とが、それぞれの役割を十分に果たしながら、消費者の権利擁護のための規制強化を実現していくことが強く求められている。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会が建議等の提言を出した場合、これを重く受け止め、直ちに特商法の改正についての検討の場を設けるよう提言する。</p>
8月8日	SNSのチャットを利用した勧誘による 消費者トラブルに対応するため特商 法改正を求めます	主婦連合会 会長 河村 真紀子	<p>消費者委員会「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」は、SNSのチャット機能を利用した勧誘トラブルについて、特定商取引法による電話勧誘販売と同等の勧誘規制の検討が必要であるとする報告書を取りまとめた。消費者委員会には、この報告書をもとに、早急に建議を发出することを求める。</p> <p>一方、7月20日の上記WG会合において、消費者庁が、当該報告書が提言している特商法改正について、提出資料および発言において終始慎重な姿勢を示していることは極めて遺憾である。</p> <p>デジタル化による社会の変化に合わせ、特商法の規制内容をアップデートして消費者の利益を守ることは喫緊の課題であり、消費者庁が率先して進めるべき政策である。消費者庁は、消費者委員会による提言を真摯に受け止め、SNSのチャット勧誘への規制強化を含む特商法全体の改正について、直ちに検討の場を設け、消費者被害の予防・救済のために特商法の抜本的改正を実現するよう強く求める。</p>
8月8日	SNSのチャット勧誘トラブル等に対応 するための特商法改正を求めます	全国消費者行政ウォッチねっと	<p>消費者委員会「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」は、SNSのチャット機能を利用した勧誘トラブルについて、特定商取引法による規制の検討が必要であると提言する報告書を取りまとめた。</p> <p>この報告書は、現在多発しているSNS被害の実態を直視した上で、その被害の予防・救済のための法改正を提案するものであり、高く評価できる。消費者委員会は、これをもとに、一日も早く建議を发出すべきである。</p> <p>他方、消費者庁は、「『チャットを利用した勧誘』のような用例のない用語については、意味に紛れが生じないよう内包と外延を明確に定義することが前提」、「(チャット勧誘と電話勧誘販売との)類似点と相違点を踏まえた検討がなされていない」などという意見を消費者委員会に提出しているようである。本来率先して規制強化を検討すべき消費者庁が、消費者委員会による提言の发出を慎重にさせようという態度をとっているように思われることは大変残念である。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会が建議等の提言を出した場合には、これを重く受け止めて、直ちに上記チャット勧誘トラブルを含む特商法全体の改正についての検討の場を設け、特商法分野における消費者被害の予防・救済のための抜本的改正を実現するよう強く求める。</p>
8月10日	SNSのチャット勧誘トラブルについて 早急に法規制を求める意見	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長 増田 悦子	<p>消費者委員会「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」による、「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ報告書(チャットを利用した勧誘の規制等の在り方について)」に賛成する。</p> <p>日々消費生活相談を受け、消費者トラブルの現場を知る消費生活相談員の団体として、この報告書に基づいて、早急に法整備をするよう要望する。</p>
8月14日	SNSのチャット勧誘トラブルについて 早急に法改正を求めめる意見書	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 代表理事会長 河上 正二	<p>消費者委員会「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」は、SNSのチャット機能を利用した勧誘トラブルについて、特定商取引法による規制の検討が必要であると提言する報告書を公表した。この報告書は、現在多発しているSNSのチャット機能を利用した勧誘の被害についての現状を的確に認識し、その被害の予防・救済のための法改正を提案しており、賛同する。</p> <p>相談現場では、若年層を中心に、電話や訪問による勧誘ではなく、SNSを通じて勧誘してくる悪質業者による被害の相談が急増している。しかし、特商法上はあくまでも通信販売としてしか規定されず、民事的なクーリング・オフや取消権などの救済が全く手当てされていない状況である。さらに、その不意打ち性と執拗性に関しては、四六時中配信され続けたり、受信拒否設定をしても新たに別のアカウントから入り直されたりするなど、従来からの電話勧誘等と同様かそれ以上に不可避な勧誘方法といえる。そうした勧誘に根拠付した若年層を中心とする消費者からの、高額な情報商材や投資詐欺の被害に関する相談が後を絶たない。昨年の成年年齢引下げに伴い、SNSによる勧誘がこうした脆弱な若年消費者の被害を増加させる懸念も強く、特商法を見直し、被害防止及び救済に関する規定を設けていただくことを強く願う。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会から提出された意見を重く受け止め、直ちにチャット勧誘トラブルを含む特商法全体の改正について検討会を立ち上げ、法改正に向けた審議を始めるべきである。特商法について、新たに出現している消費者被害に対して実効的な予防・救済が図られるよう、抜本的改正の実現を要望する。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月15日	特定商取引法の抜本的改正を求める意見書	広島弁護士会 会長 坂下 宗生	<p>国に対し、特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。</p> <p>1 訪問販売・電話勧誘販売について</p> <p>(1)訪問販売につき、「訪問販売お断り」の張り紙等を門戸に貼るなどあらかじめ拒絶の意思を表明した場合は、特商法3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」に該当することを条文上明らかにすること。電話勧誘販売につき、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。</p> <p>(2)いわゆる勧誘代行業者に対しても、特商法上の行為規制が及ぶことを条文上明らかにすること。</p> <p>(3)訪問販売・電話勧誘販売を行う事業者につき、登録制を導入すること。</p> <p>2 通信販売について</p> <p>(1)インターネットを通じた勧誘等による申込み・契約締結について、行政規制を設けること並びにクーリング・オフ及び取消権を認めること。</p> <p>(2)インターネットを通じた通信販売の継続的契約について、中途解約権を認め、その場合の損害賠償の額の上限を定めること。</p> <p>(3)解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制整備を義務付けること。</p> <p>(4)インターネットの広告画面において、契約内容の有利条件と不利益条件、商品等の品質・効能等の優良等であることを殊更強調する表示とその意味内容を限定する打消し表示を、それぞれ分離せず一体的に記載するルールを設けた上で、それに反する表示を特商法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。広告表示における透明性の確保を法令等で明確化すること。</p> <p>(5)通信販売業者が不当なインターネット広告の表示を中止した場合であっても、行政処分が可能であることを明示すること。</p> <p>(6)通信販売業者がインターネット上で契約の申込みを受けた場合、申込みの過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画を一定期間保存する義務及び消費者に対して保存内容を提供する義務を負うものとする。</p> <p>(7)連絡先が不明な通信販売業者及び当該事業者の勧誘者等により、自己の権利を侵害されたとする者は、SNS事業者、プラットフォーム等に対し、通信販売業者及び勧誘者を特定するための情報の開示を請求できることとする。</p> <p>(8)適格消費者団体の差止請求権について、前記(1)から(4)までの行政規制等に違反する行為等を請求権行使の対象に追加すること及び(5)の場合に差止請求権行使の対象となる旨を明示することなど、その拡充を行うこと。</p> <p>3 連鎖販売取引等について</p> <p>(1)連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること。</p> <p>(2)後出し型連鎖販売取引についても、特商法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文上明確にすること。</p> <p>(3)①22歳以下の者との連鎖販売取引、②投資等の利益收受型物品・役務の取引に関する連鎖販売取引、③特定負担の支払方法につき借入金、クレジットなどの与信を利用する連鎖販売取引の勧誘、のいずれかに該当する連鎖販売取引ないしその勧誘を禁止すること。</p> <p>(4)收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。</p> <p>(5)業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示しなければならないものとする。</p>
8月31日	特商法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく改正を求める会長声明(「定期購入トラブル」の急増および「チャットを利用した勧誘の規制等の在り方に関する内閣府消費者委員会意見(令和5年8月10日)」を踏まえて)	旭川弁護士会 会長 万字 達	<p>特定商取引法に関し、被害が増加している取引類型を中心とした以下のような特商法改正を早急に行う必要がある。</p> <p>(1)訪問販売や電話勧誘販売において、</p> <p>ア 訪問販売については「訪問販売お断り」という張り紙等について特商法3条の2第2項の適用があることを明文で規定すべきである。電話勧誘販売においても、特商法17条の規律を更に進め、例えばDo-Not-Call制度(電話勧誘を受けたくない人が電話番号を登録機関に登録し、登録された番号に事業者が電話勧誘することを禁止する制度)のような、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる制度を導入すべきである。</p> <p>イ 店舗販売に準ずる信頼を確保するために、事業者の登録制を導入すべきである。</p> <p>(2)通信販売において</p> <p>ア 通信販売にも、電話勧誘販売と同様の行政規制やクーリング・オフ制度、不実告知による取消権といった民事上の規制を及ぼすべきである。</p> <p>イ ネット通信販売において消費者が解約を希望する場合、契約申込みと同様の方法(ウェブサイト上の手続き)による解約申し出の方法を定めることを通信販売業者に義務付け、迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整えさせるべきである。</p> <p>ウ 連絡先が不明な通信販売業者及び当該事業者の勧誘者等により自己の権利を侵害された者は、SNS事業者、プラットフォーム等に対し、通信販売業者及び勧誘者を特定するための情報の開示を請求できるようにすべきである。</p> <p>エ 特定申込画面において契約条件に関する誤認取消権(特商法15条の4)が認められるのと同様に、広告画面においても、商品の品質・効能もしくは役務の内容・効果に関する表示事項について、人を誤認させる表示をしたときは取り消すことができる旨の規定を新設すべきである。</p> <p>(3)連鎖販売取引において、行政庁において事業者が行おうとする連鎖販売取引業の適法性・適正性等を事前に審査する手続を経ることを内容とする開業規制を導入すべきである。また、いわゆる「紹介利益の」後出しマルチ」について、連鎖販売取引の拡張類型として明文で規定すべきである。</p>

<消費者行政の在り方:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月14日	生活衛生基準行政の移管についての意見と質問	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野 真理子 山浦 康明	<p>政府は2023年の通常国会に「食品衛生法の一部改正」案を上程し、国会で十分な審議も経ず、また、消費者に情報を十分に知らせることなく改正した。その結果、「生活衛生基準行政」が厚労省から消費者庁と環境省などに移管される(24年4月1日施行)。食品の規格基準の策定は消費者庁に移管する。</p> <p>食の安全については、消費者庁に新たに「食品衛生基準審議会」が、厚労省には「厚生科学審議会」が設置され、これまでの「薬事・食品衛生審議会」は「薬事審議会」に特化される。食品衛生基準審議会においてはその委員には事業者が重視され、消費者の声が軽視される懸念がある。消費者庁のこれまでのマンパワーを考えると食品衛生基準を作ることができるのか心配である。また、検疫や保健所が担う食品安全監視行政は厚労省に残るが、厚労省は今後感染症対応などに力点を置くようになる中、予算や人員面で弱体化しないか懸念される。こうした重大な制度変更について消費者に知らされることなく強行されたことは問題である。</p> <p>5月18日の参議院厚生労働委員会ではこの点について附帯決議が採択され、「食品安全推進に支障が生じないよう、厚労省と消費者庁は規格基準の策定と監視指導の連携に万全の措置を講ずること、消費者の選択の権利の確保のためには食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること(一部省略)」とうたっている。</p> <p>以上の観点から、下記3項目について回答を求める。</p> <p>1. 移管についての消費者への説明責任をきちんと果たすべき 消費者に説明する機会を持つことを考えているか。 今回の移管は消費生活に直結する業務を担う部署の問題でありながら、消費者の意向がほとんど反映されることなく急速決定されたものである。移管後の、食品衛生基準やそれに基づく表示施策の仕組み、及び食品安全行政との連携の在り方について、消費者への説明はほとんどなされていない。移管が消費生活にどのような影響を与えるのか、移管によって、これまで厚労省内で取り組まれてきたリスク管理の業務がどんな変化を被るのか、そもそも食品衛生基準行政と食品監視行政をなぜ分けるように別機関で実施する必要があるのか、それらの点が不明確なままである。だからこそ、消費者の間に不安が募っている。その観点から、消費者庁、厚生労働省は消費者への十分な説明が必要である。</p> <p>2. 食品衛生基準審議会の消費者委員の割合を高めるべき 審議会の人選について消費者割合を高める意向はあるか。 消費者庁に新設される「食品衛生基準審議会」においては、消費者の意見が十分反映されるよう、消費者委員の割合を高率にしておくことが絶対に必要である。参議院国会附帯決議には消費者庁への民間事業者からの受け入れについて、事業者目線になる可能性への懸念が示唆されている。移管後業務も含め、消費者目線の政策推進について事業者寄りとの疑義が生じないよう、審議会委員の選定、職員の配置には慎重な姿勢で臨むことを求める。</p> <p>3. 食品の特性を踏まえた「安全」「表示」「取引」の一元的推進の実施すべき タテ割り行政を防止していくことについてどんな措置を考えているか。 今回の移管によって最も大きな課題の一つは、安全・表示・取引の施策推進がスムーズに展開されるのか、実際はその逆に、現在以上に、一層の縦割り行政が進展されるのではないのか、という懸念である。 現在の日本の食品行政はリスク評価とリスク管理の行政間役割分担を前提に実施されている。日本の場合、最も懸念される問題が縦割り行政の定着とその弊害である。 これまでも安全、表示・取引を管轄する行政機関・部署が異なることから、食品においてもそれぞれの問題が別個に対応されてきた。今回の食品衛生基準行政の移管は厚労省が実施してきたリスク管理の一部を消費者庁と分割実施することを意味するので、縦割り行政を更に拡大させないか、心配は強まっている。本来、この心配を払拭するのが、消費者庁の発足目標だったが、現在までのところ食品分野において、消費者庁は期待される成果をあげていない。 政府は、今回の消費者庁への移管措置について、消費者庁が「食品安全行政の総合調整を担っている」ことを理由にあげているが、そうであるなら、これまでの反省を踏まえ、食品の安全・表示・取引の一元的施策推進を保障する制度的仕組みの提示を求める。</p>
8月24日	消費者委員会のあいまいさ示す「消費者団体調査報告書」～政策提言の保障制度の導入にこそ力を注いでください～	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野 真理子 山浦 康明	<p>消費者委員会が8月に取りまとめた「消費者団体の現状及び今後に向けた論点整理」に関し、以下5項目について回答を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今回の調査報告書の目的・理由</li> <li>2. 消費者団体による「政策提言」の政策等への反映状況</li> <li>3. 「政策提言」の意義と実態</li> <li>4. 消費者委員会は「報告書」に基づきどんな行動を予定しているのか</li> <li>5. 政策提言機能について消費者委員会が考える環境整備とは何か</li> </ol>

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月29日	【参考送付】HPVワクチンの男子への接種、公費助成及び定期接種化に反対する意見書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	<p>4価のHPVワクチンであるガーダシル(MSD株式会社)について、2020年12月、効能・効果に前駆病変を含む肛門がん(男女)、及び尖圭コンジローマ(男性)が追加され、男性への接種が可能となった。また、2022年8月、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会は、男性についても定期接種化の是非の検討を開始することを決め、国立感染症研究所にファクトシートの作成を依頼することとした。さらに、自治体の中には、任意接種のガーダシルの男性への接種費用について、公費によって助成するところが出てきている。</p> <p>しかし、男子へのHPVワクチンの接種は、肛門がんと尖圭コンジローマの予防においても、子宮頸がんの間接的な予防においても、科学的な合理性を見出すことができず、明らかにリスクとベネフィットのバランスを著しく失っている。また、男子への接種に関する公費助成や定期接種化は、4価HPVワクチンの「在庫処理」のために公費を投じて新たな被害者を生み出す危険性を一層高める不当な施策であることから、当会議は、HPVワクチンの男子への接種、公費助成や定期接種化に反対する。</p>

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から2件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:1件、その他:1件)。  
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。